

船舶事故調査報告書

平成24年3月15日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（かき筏）
発生日時	平成23年10月19日（水） 19時25分ごろ
発生場所	広島県広島市 峠島南東方沖 広島県江田島市所在の屋形石灯標から真方位320° 1,600m付近 （概位 北緯34° 18.5′ 東経132° 28.1′）
事故調査の経過	平成23年10月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート 海神丸、5トン未満 270-34468広島、個人所有 6.15m (Lr) × 2.25m × 1.14m、FRP ガソリン機関、95kW、平成元年9月
乗組員等に関する情報	船長 男性 38歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成10年5月28日 免許証交付日 平成20年5月27日 （平成25年5月27日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 船底に擦過傷 かき筏 竹材に擦過傷
事故の経過	本船は、江田島市小用での勤務を終えた船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、平成23年10月19日18時45分ごろ広島県廿日市市丸石漁港に向けて帰航の途についた。 船長は、キャビン内の右舷側にある操舵場所に立ち、約7～8ノットの対地速力で手動操舵とし、主に前路及び右舷方の見張りを行い、船長の左横に立った同乗者が主に左舷側の見張りを行いながら、航行した。 船長は、屋形石灯標を左舷側に見て変針して大須瀬戸を航行するつもりでいたところ、左舷後方の洲ノ石灯浮標の灯火が遠ざかるのを視認したので、変針予定場所を行き過ぎていることに気付いた。 船長は、海上保安庁のホームページ等でかき養殖施設に関する情報を入手しておらず、本事故の前日と当日の昼間に大須瀬戸を航行し、付近のかき養殖施設、洲ノ石灯浮標及び屋形石灯標の場所を知っていたが、峠島周辺のかき養殖施設については漠然としか知らなかった。 船長は、左転して引き返そうと思い、同乗者に対し、左舷方に障害となる物がないか確かめさせ、同乗者から「大丈夫」との返事があったので左

	<p>転を開始した。</p> <p>船長は、峠島の北東端から南東端にかけて設けられている養殖区域（以下「本件養殖区域」という。）について、北東端に設置されている標識灯が遠くに見えたので、付近にはかき筏が設置されていないと思っていた。</p> <p>船長は、同乗者の「危ない」という声を聞き、本船を停止しようとしたが、本船は、19時25分ごろ「本件養殖区域の南東端付近にあるかき筏」（以下「本件かき筏」という。）に衝突し、本件かき筏の上で停止した。</p> <p>船長は、本事故直後、海上保安庁へ携帯電話で本事故の通報を行った。</p> <p>本船は、巡視艇によって本件かき筏から引き降ろされ、自力航行で丸石漁港に向かった。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約3.0m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮流 微弱な北西流</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>本件養殖区域には、広島県からの設置命令書に基づき北東端と南東端の2か所に標識灯が設置されていた。</p> <p>養殖区域への標識灯の設置については、広島県から業者に対して標識灯の設置命令書が発出され、業者が、これに基づいて設置し、広島県に報告することとなっている。なお、広島県は、設置命令書に記載された標識灯の場所及び基準のほかに安全のため、別途標識灯などを設置することについて、特に問題ないとしている。</p> <p>船長は、北東端と南東端に設置された標識灯の灯火を視認したが、灯火の間隔が離れすぎてかき筏の設置状況が分かりにくいと感じていた。</p> <p>本船には、船首方の見張りの妨げとなる構造物はなく、GPSプロッターが装備されていたが、船長は、知人から本船を借りる際、操作方法を聞いていなかった。また、レーダーは設置されておらず、双眼鏡もなかった。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、峠島南東方沖を航行中、船長が、変針予定場所である屋形石灯標付近に戻ろうとした際、事前にかき養殖施設に関する情報を入手していなかったことから、左舷側にある本件かき筏の存在を知らずに左転し、本件かき筏に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件養殖区域の北東端の標識灯を遠くに視認していたが、かき養殖施設に関する情報を入手していなかったこと、及び左舷方の障害物の確認を依頼した同乗者から「大丈夫」との返事があったことから、本件かき筏に向けて左転したものと考えられる。</p>

原因	<p>本事故は、夜間、本船が、峠島南東方沖を航行中、船長が、変針予定場所である屋形石灯標付近に戻ろうとした際、事前にかき養殖施設に関する情報を入手していなかったため、左舷側にある本件かき筏の存在を知らずに左転し、本件かき筏に衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上保安庁のホームページ等を活用し、事前にかき養殖施設などに関する情報を入手しておくこと。 ・GPSプロッター等の機器を活用できるよう操作方法に慣れておくこと。 ・標識灯の他にも養殖区域に設置されている養殖施設の設置状況が、夜間において、より分かりやすくなるよう標識灯の設置に関して検討することが望まれる。